

## 遅延損害金及び延滞金について

水道料金と下水道使用料は納期限までにお支払いください。

納期限を過ぎると、遅延損害金と延滞金が発生します。

遅延損害金と延滞金は、納期限の翌日から、実際にお支払いいただいた日までの日数に応じて算出します。

### 水道料金の支払いが納期限を過ぎた場合

#### 【遅延損害金の計算方法】

水道料金(※1) × 利率(※2) × 日数(※3) / 365日 = 遅延損害金

※1……2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2……年3%です。\*民法第404条に規定している法定利率となります。

※3……納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

### 下水道使用料の支払いが納期限を過ぎた場合

#### 【延滞金の計算方法】

下水道使用料(※4) × 利率(※5) × 日数(※6) / 365日 = 延滞金

※4……2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※5……最初の1か月は年2.4%で、2か月目以降は年8.7%となります。

\*令和4年中の割合です。割合は、各年により異なります。

※6……納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

\*1か月目と2か月目以降の日数に応じて、それぞれ上記※5の率を掛けて計算します。

### 算出した遅延損害金と延滞金の端数処理

算出額が、1,000円未満の場合は全額切り捨てます。

算出額が、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てます。

## 延滞金の割合について

延滞金の割合は、当分の間、特例割合が適用されます。

令和4年中の延滞金の割合

期 間	本則	延滞金の割合の特例	令和4年中の延滞金の割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合 (1.4%) + 1.0%	2.4%
納期限の翌日から 1か月を経過した日以後	14.6%	延滞金特例基準割合 (1.4%) + 7.3%	8.7%

川崎市債権管理条例附則第3項（延滞金の割合の特例）

※延滞金特例基準割合

…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合

## 延滞金の割合 一覧表

対応期間（年）	延滞金の割合		延滞金特例基準割合
	納期限後 1か月まで	納期限後 1か月经過後	
H27.1.1 ～ H27.12.31	年2.8%	年9.1%	年1.8%
H28.1.1 ～ H28.12.31	年2.8%	年9.1%	年1.8%
H29.1.1 ～ H29.12.31	年2.7%	年9.0%	年1.7%
H30.1.1 ～ H30.12.31	年2.6%	年8.9%	年1.6%
H31.1.1 ～ H31.12.31	年2.6%	年8.9%	年1.6%
R2.1.1 ～ R2.12.31	年2.6%	年8.9%	年1.6%
R3.1.1 ～ R3.12.31	年2.5%	年8.8%	年1.5%
R4.1.1 ～ R4.12.31	年2.4%	年8.7%	年1.4%

（参考）

川崎市債権管理条例附則第3条

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。